令和８年分　年末調整についてのお知らせ

本年の年末調整においては、基礎控除の引上げ等、次のような改正が行われていますので、ご注意ください！

- 「基礎控除」や「給与所得控除の最低保障額」の引上げ
- 「扶養親族等の所得要件」の改正
- 「年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例」の創設

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」へ！　年末調整がよくわかる

年末調整がよくわかるページ（令和８年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

○ 源泉徴収義務者の方向けに年末調整に関する各種情報を掲載した「リーフレット」を送付しています。
○ 源泉徴収簿等を用いた年末調整の計算は、「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと効率的に行うことができます。

源泉徴収義務者（給与の支払者）の方へ

給与所得者（従業員）の方へ

年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する

年末調整について、よくある質問にお答えしています。
※　公開期間は令和８年10月頃から令和９年１月下旬までの予定です。

詳しい説明(パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

年末調整計算シート(Excel)

従業員の方の給与等の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。
※　ご利用には、Microsoft Excelがインストールされたパソコンが必要です。

※　令和８年分の各種情報については**令和８年10月頃**に掲載します。

◎　年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限
➡ **令和９年１月12日(火)**

◎　年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限（納期の特例の適用がある場合）
➡ **令和９年１月20日(水)**

◎　給与所得の源泉徴収票などの法定調書の交付・提出期限
➡ **令和９年２月 １日(月)**

年末調整のスケジュールや手順については、次ページをご確認ください。

※ このリーフレットは、令和８年12月１日以後に行う令和８年分の年末調整について、令和８年７月１日現在の法令に基づいて作成しています。

◎ 年末調整のスケジュール

年末調整は、おおむね次のようなスケジュールで行います。

10月　11月

① 各種申告書の配付・受理（各種控除額の確認）

《申告書の受理と内容の確認》

○ 扶養控除等(異動)申告書

（令和９年分の扶養控除等(異動)申告書の配付・受理を併せて行うと効率的です。）

○ 基礎控除申告書 兼
配偶者控除等申告書 兼
特定親族特別控除申告書 兼
所得金額調整控除申告書

○ 保険料控除申告書

○ 住宅借入金等特別控除申告書

年末調整手続を
電子化することで
手続が簡便化されます。

12月

② 年調年税額の計算・過不足額の計算と精算

従業員ごとに⑴～⑸の流れで実施します。

⑴ 給与等と徴収税額の集計

⑵ 給与所得控除後の給与等の金額の計算

⑶ 所得控除額の合計額の計算

⑷ 年間の給与等に係る税額の計算

⑸ 過不足額の計算と精算

年末調整計算シートをご利用いただくと効率的に行うことができます。

1月

③ 過納額の還付、不足額の徴収・納付

年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）に税額等を記載した上で、徴収税額を納付。

納期限：令和９年１月12日(火)

※ 納期の特例の承認を受けている場合は令和９年１月20日(水)です。

記載例は最終ページに掲載しています。

④ 源泉徴収票等の作成・提出

源泉徴収票等の作成

従業員へ交付
○ 源泉徴収票

従業員の住所地の市区町村へ提出
○ 給与支払報告書
○ 給与支払報告書(総括表)

(注) 令和９年１月１日以後、市区町村に「給与支払報告書」を提出した場合には、税務署に「給与所得の源泉徴収票」を提出したものとみなされますので、税務署提出用の「給与所得の源泉徴収票」を作成し、提出する必要がなくなります。

上記の交付及び提出期限は令和９年２月１日(月)です。

地方税ポータルシステム(eLTAX)を使うと、給与支払報告書を各市区町村へ自動振り分けにより提出することができます。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

◎ 年末調整手続における参考情報

【年末調整計算シート】

給与所得控除後の給与等の金額、各種控除額及び税額等の計算を効率的に行うことができます。



こちらの年末調整計算シートの②⑴～⑸は、上記「② 年調年税額の計算・過不足額の計算と精算」の番号を示しています。

【令和８年分　年末調整のしかた】

年末調整手続の詳細については、こちらをご覧ください。
「令和８年分　年末調整のしかた」には、令和８年分の年末調整における改正事項（次ページ参照）に対応した年末調整事務の手順や留意事項を掲載しています。

なお、こちらのページには以下の情報についても掲載しています。

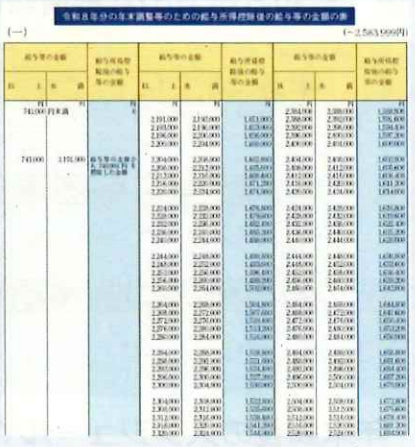
源泉徴収義務者の方用情報

「令和８年分　年末調整チェック表」や「令和８年分　年末調整Q&A」など、源泉徴収義務者の方が年末調整を行う上で役立つ情報を掲載しています。

給与所得者（従業員）の方用情報

「年末調整を受ける際の注意事項」や「各種申告書の記載のしかた（記載例）」などを掲載していますので、年末調整について、従業員の方へ説明する際にご活用ください。

※　給与所得控除後の給与等の金額を求めるために必要な「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、ご注意ください。



◎令和８年分の年末調整における主な改正事項

本年12月に行う年末調整においては、**基礎控除の引上げ等**の改正が行われていますので、ご注意ください。
詳細や最新情報は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご確認ください。

・基礎控除の引上げ

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額	489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
控除額	**104万円**	**67万円**	**62万円**

（注）１　合計所得金額が655万円以下の場合の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円に、租税特別措置法第41条の16の２の規定による加算額を加算した額となります（この加算は、居住者についてのみ適用があります。）。
２　合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

・給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が引き上げられ、給与等の収入金額が220万円未満の場合の給与所得の金額は、次のとおりとされました。

給与等の収入金額	74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
給与所得の金額	**なし**	**その収入金額 －74万円**	**145万1,000円**	**145万3,000円**	**145万6,000円**

（注）１　上記に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、ご注意ください。
２　家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例については、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円から69万円に引き上げられました。

・扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が58万円以下から62万円以下に引き上げられるなど、所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	特定親族	配偶者特別控除の 対象となる配偶者	勤労学生
所得要件（※）	**62万円以下**	**62万円超123万円以下**	**62万円超133万円以下**	**89万円以下**

（※）合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

・年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

⑴　新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料		控除額
	30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超	60,000円以下	新生命保険料×1/2＋15,000円
60,000円超	120,000円以下	新生命保険料×1/4＋30,000円
120,000円超		一律60,000円

⑵　旧生命保険料及び上記⑴の適用がある新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額が６万円とされました。
（注）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、改正前と同様の12万円となります。

《年末調整における留意事項》

① 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいないか確認してください（改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けてください。）。
② 年末調整の計算は、「令和８年分　年末調整のしかた」に掲載の「令和8年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」、改正後の基礎控除額及び改正後の生命保険料控除額の計算式に基づいて行ってください。

内閣官房からのお知らせ

「16歳未満の扶養親族」の情報は、今後、**「所得に連動したきめ細かな給付」が導入される場合には、その事務に活用されることが見込まれます。**「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」欄（「16歳未満の扶養親族」欄）の**記載もれがない**よう、従業員の方への周知をお願いします。

また、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の「16歳未満の扶養親族」欄及び「16歳未満扶養親族の数」欄への確実な記載をお願いします。

◎ 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用についての留意事項

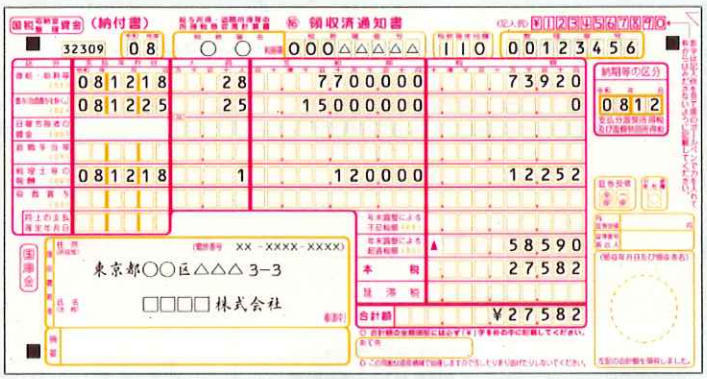
調書方式とは、金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から所得者本人（従業員の方）に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます（注）。

- 従業員の方が調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は、給与等の支払者に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」（控除証明書等）への「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が不要となります。
- 控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額（見込額）」を記録し、又は記載した上で、税務署から従業員の方に交付されます（控除証明書等の交付時期は、電子交付の場合は毎年11月中旬頃、書面交付の場合は入居2年目の11月下旬頃となります。）。

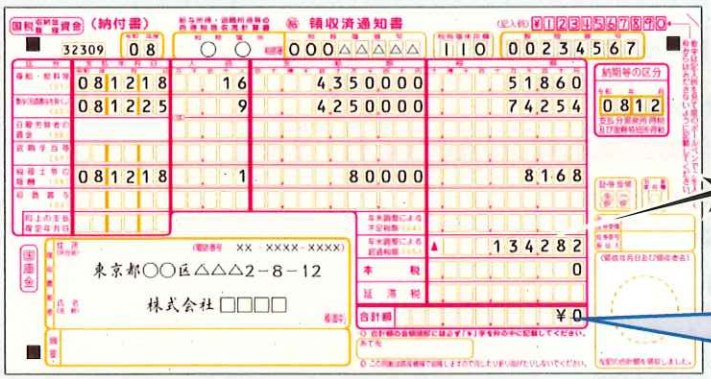
（注） 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方は、調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した従業員の方となります。
調書方式の概要や調書方式に対応した金融機関等については、国税庁ホームページをご確認ください。

◎ 所得税徴収高計算書（納付書）の記載例と税額の納付

○ 本年最後に支払う給与等（賞与）について税額計算を省略した場合の記載例



○ 過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合の記載例



《税額の納付について》

年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）にその内容を記載した上で、徴収税額を納付します。

《キャッシュレス納付について》

キャッシュレス納付を利用することで、税務署や金融機関へ出向くことなく、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末などからe-Taxを利用して納付することができます。

※ 源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前にe-Taxで所得税徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。

所得税徴収高計算書データの作成・送信からキャッシュレス納付手続までの流れを体験することができる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」をこちらからご利用いただけます。

12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円－134,282円）は、翌年１月に繰り越して精算します。

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書を所轄税務署に提出する必要があります（この場合の所得税徴収高計算書データについても、e-Taxにより送信することができます。）。

◎ 法定調書に関するお知らせ

【令和８年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引】

源泉徴収票を含めた６種類の法定調書の作成や提出方法についてまとめた手引を掲載しています。

«令和９年１月からの主な変更点»

① 前々年に提出した法定調書の枚数が30枚以上の場合、e-Tax等で法定調書を提出する必要があります（令和８年12月までは100枚以上）。

② 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出する必要がなくなります（源泉徴収票のみなし提出の特例）。

◎ 令和９年１月からの源泉徴収事務について

令和９年分の「源泉徴収税額表」が改正されており、令和８年分とは税額が異なりますので、ご注意ください。

（参考） 令和８年度税制改正により、防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の１%相当額）が創設され、また、復興特別所得税については、その税率が１.１%（改正前：２.１%）に引き下げられました。これらの改正は、令和９年１月１日以後に生ずる所得に対する所得税について適用されますが、改正前（復興特別所得税の税率２.１%）と改正後（防衛特別所得税の税率１%及び復興特別所得税の税率１.１%）とで、合計税率（２.１%）に変更はありませんので、改正前後で、源泉徴収税額の計算方法に変更は生じません。